

高校生も注意！—若者の消費者トラブルが増えています—

令和7年3月版
教育庁指導部高等学校教育指導課
東京都消費生活総合センター

東京都が、消費者トラブル被害経験の有無を、都内在住の若者2400人に聞いたところ、特に「インターネット通販」では「被害にあったことがある」と「被害には至らなかったが、問題を感じたことがある」の合計が30.3%となり、令和2年度調査の22.8%から増加。「架空請求・不当請求」23.2%、「マルチ商法」17.6%、「アポイントメントセールス」13.8%の若者がトラブルに遭遇しています。

参照資料：若者の消費者被害に関する調査報告書（令和7年1月東京都生活文化スポーツ局）

令和5年度 都内高校生が、消費生活センターに相談した消費者トラブルについて

高校生の相談の1位は、「インターネットゲーム」で、続いて「化粧品」、「紳士・婦人洋服」、「健康食品」が上位に入っています。

「インターネットゲーム」の相談の多くは、課金によって高額な請求を受けたという内容でした。

「化粧品」と「健康食品」は、SNS等でお得な初回お試し価格などの広告を見て、1回限りのつもりで商品を購入したところ、2回目の商品が届き、実は複数回購入が条件の定期購入契約だったという相談がほとんどです。「化粧品」は歯磨き粉や美容液など、また「健康食品」はダイエットサプリなどに関する相談が多くなっています。

このほか、「コンサート」、電子書籍などの「他の娯楽等情報配信サービス」などに関する相談が目立ちます。

高校生 (441件)			
商品・サービス	件数	構成比	
インターネットゲーム	70	15.9%	
化粧品	39	8.8%	
紳士・婦人洋服	22	5.0%	
健康食品	18	4.1%	
コンサート	11	2.5%	
エステティックサービス	11	2.5%	
アダルト情報	10	2.3%	
他の娯楽等情報配信サービス ^{*1}	10	2.3%	
医療サービス	10	2.3%	
役務その他サービス	9	2.0%	

「わたしは消費者」No.178から抜粋

高校生の皆さんへのアドバイス —消費者トラブルにあわないために—

○「割引クーポン」等に注意！

注文完了後に現れるクーポンを利用したら複数回継続が条件の定期購入になっていることがあります。クーポンによって、別の契約に誘導されないように注意してください。さらに、カウントダウンなどで急がされることなどにも注意が必要です。

○「登録完了」などに慌てない！

スマホでサイトを開くと、「会員登録完了」と表示され、あたかも契約が成立したかのように装って不安をあおり、高額な料金を請求する「ワンクリック請求」と呼ばれる手口があります。「登録完了」などに慌てて連絡してきた人に、言葉巧みに名前や住所等の個人情報を聞きだそうとしますので、無視して絶対に連絡をしないでください。

○そのようなアルバイトはありません！

スマートフォンを購入するアルバイトをしたら、携帯電話会社から請求が来たという事例があります。アルバイトと称してスマホ購入を勧められたら要注意です！「すぐに解約する」、「一切負担は無い」と言われても、信じてはいけません。そのようなアルバイトはありません、きっぱり断りましょう。

中・高・大学生が作った動画を見てみよう！

東京都が消費者トラブルの未然防止に向けたシナリオ・動画を若者から募集しました。紹介する優秀賞3作品は、皆さんと同世代の若者の作品で、プロが映像化し、東京都のCMとして放映しています。



「ちゃんどよく見て」

ネット通販では契約内容を注意深くよく読むことをポップなCMソングにのせて分かりやすく注意喚起



「契約の重み」

18歳になり成年を迎えると、契約時には本人に大きな責任がのしかかってくることを視覚的に面白く描写



「魔法少女」

契約時には契約書をよく読んで慎重に考えることの大切さをユニークなシチュエーションで印象強く表現



心配や困ったことがあったら…

日常の消費生活の中で、心配なことや困ったことがあったときは、下記に連絡してください。

東京都消費生活総合センター 消費生活相談 03-3235-1155
架空請求専用 03-3235-2400

消費者ホットライン 188（お近くの消費生活相談窓口）

東京都消費生活総合センターHP窓口案内参照

